

熊本県立苓北支援学校いじめ防止基本方針

本方針は、熊本県いじめ防止基本方針を踏まえ、熊本県立苓北支援学校のすべての児童生徒が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で共有する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下に4つの項目をあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり・環境づくりに努める。
- ②児童生徒一人一人の自己有用感・自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、些細な兆候であっても見逃さず、アンテナを高く保つ。
- ④いじめに対する措置は、速やかに組織的に対応し、当該児童生徒の安全を保障するため、全職員及び家庭や関係機関との連携の下で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条及び熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第2条に基づき、これまでのいじめ問題対策委員会に、外部専門家等を加えたいじめ防止等の対策のための組織を常設する。組織の名称は、「いじめ防止等対策委員会」とする。

(1) 構成員

校長、教頭、事務長、学部主事、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭（養護助教諭）、外部専門家

(2) 組織の役割

委員会は、年間3回の定例委員会に加え、いじめ問題事例が発生した場合は、適宜、委員会を開催する。いじめに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行う。また、「熊本県立苓北支援学校いじめ防止基本方針」が本校の実情に即してきちんと機能しているかを定期的に検討し、必要に応じて見直すこととする。

(3) 組織の活動内容の周知

委員会での活動内容については、保護者等に学校新聞等を通じて周知する。

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

職員による児童生徒の様子観察を日々行い、本校独自のチェックリストを用いた点検を学期毎に実施する。また、学期毎に実施する「生活振り返り表」や「BOPチェックリスト」等をとおして、教師自身で児童生徒の様子のとらえ方やかかわり方を振り返る。

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

いじめ防止対策委員会を学期毎に実施し、取組についての評価を行う。また、いじめ問題や人権教育に関する研修を定期的に行う。

(3) いじめの未然防止のための取組と実施時期

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり・環境づくりに努める。

ア なかよし集会

集団での活動をとおして、児童生徒がふれあいを深め、集団の一員としての自覚を持つ。一人一人の違いを認めあえる集団づくりを目指す。

イ 児童生徒の写真や作品等の掲示

児童生徒の写真や作品等を掲示し、相互理解を深める。

ウ なかまの日

毎月第1月曜日をなかまの日として位置づけ、児童生徒の関わりを豊かにし、心の連携を図る。

全校集会や関わり合いを特に意識した授業を行うことで、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

② 児童生徒一人一人の自己有用感・自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 安心して自分を表現できる学習活動

学部や全校の場で発表をしたり、係活動に主体的に取り組むことで、自己有用感を高める。

イ 一人一人が活躍できる学習活動

一人一人に応じた個別の支援計画・指導計画を作成し、児童生徒が見通しをもって学習に取り組める授業を工夫する。

ウ 人とつながる喜びを味わう体験活動

学部や学校全体での集団の学習を行うことで、異学年交流の充実を図る。また、地域の学校との交流及び共同学習や、地域の団体との交流を行うことで、自分の存在が認められる喜びを味わう。

エ 「命を大切にする」心を育む指導プログラム

全教育課程を通じて、命を大切にすることを育む指導を行う。

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

① いじめの早期発見のために、些細な兆候であっても見逃さず、アンテナを高く保つ。

ア 「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての

職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ 気になる児童生徒や事柄を察知した場合には、学部や全職員で情報を共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。

ウ 本校独自のチェックリストを作成し、職員による点検を年3回実施することにより、児童生徒の心身の状態を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

エ チェックリスト等により、いじめが認知されなかった場合でも、結果を児童生徒や保護者、地域住民におたより等を通じて公表し検証を仰ぐ。

- ② いじめの早期解決のために、いじめに対する措置は、速やかに組織的に対応し、当該児童生徒の安全を保障するため、全職員及び関係機関との連携の下で取り組む。

ア いじめ問題を発見したときは、担当者だけで抱え込まず、学校長以下すべての職員が対応を協議し、いじめ問題の早期解決を図る。

イ 情報収集を綿密に行い、事実を確認した上で、いじめられている当該児童生徒の身の安全を最優先に考え、対応する。

ウ いじめられている当該児童生徒の心のケアのために、養護教諭を中心に連携をとりながらアフターケアを十分に行う。

エ いじめている側の児童生徒に対しては、しっかりとした聞きとりを行い、毅然とした態度で指導する。同時に、いじめの原因を把握し、根本的な解決を図る。

オ 学校内だけではなく、外部専門家や関係機関との協力体制を十分に図る。

- ③ 家庭や関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が発生した場合には、保護者や児童生徒入所施設との連携を日頃以上に密にし、お互いに情報及び対応策の共有化を図る。

イ 状況によっては、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

- ④ 教育相談体制

ア 担任と、学部主事や養護教諭が連携を図りながら、日頃から児童生徒の思いを受け止めるよう取り組むことで、安心して自分の思いを伝えることができるような環境を整える。

イ 家庭訪問や授業参観、通信等をとおして、保護者と複数の職員がかかわることで、保護者が学校に相談しやすい環境を整える。

ウ 入所施設と月1回の連絡協議会等をとおして、児童生徒の様子について共通理解を図る。

- ⑤ 生徒指導体制

ア 全職員が協力をしながら、一人一人を大切にしたい授業を行うことで、いじめの未然防止に努める。

5 いじめに対する措置

いじめが起こった場合は、「いじめ防止等対策委員会」を中心として、速やかに全職員で協力して加害者や被害者、第三者への適切な指導にあたる。この際、児童生徒入所施設や専門機関等、外部との連携も図りながら組織的な対応を行う。

(1) 発見されたいじめ事案への対応

① 被害者への対応

ア 全職員と児童生徒入所施設や保護者と連携を図りながら、児童生徒の安全を確保し守り通す。また、児童生徒の不安を除去し、落ち着いて過ごせる環境づくりに取り組む。

イ いじめを受けている様子が見られたり、訴えがあったりした場合は、丁寧に聴きとりや様子観察を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損ねることがないように留意する。

ウ 解決したと思われる場合も、被害者のメンタルケアに努めるとともに、いじめが続いていないか十分注意を払いながら様子観察を継続する。

② 加害者への対応

ア 全職員と児童生徒入所施設や保護者と連携を図りながら、丁寧に事実関係の聞き取りや様子観察を行う。また、加害児童生徒の安全確保も行う。

イ いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの過失の重大さに気付くことができるよう、個に応じた指導を行う。

ウ 加害児童生徒の抱える問題についても、児童生徒入所施設や保護者と連携を図りながら解決できるよう取り組む。

③ 集団への対応

ア いじめを見たら、止めたり誰かに知らせたりするよう、個に応じた指導を行う。

イ いじめは絶対に許されない行為であり、はやし立てるなどの行為もいじめに加担することであるとの指導を個に応じて行う。

ウ いじめが起こったことに不安を感じている場合もあるため、一人一人丁寧に様子を観察する。

エ 全職員と児童生徒入所施設や保護者と連携を図りながら、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復や、周囲を含めた児童生徒間の集団づくりができるよう取り組む。

6 重大事案への対処

重大事態の発生、または児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった際には、熊本県いじめ防止基本方針及びいじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル（熊本県教育委員会）並びにいじめが背景に疑われる重大事態への対応校内マニュアルに従い、報告、調査等を行う。

附則

平成26年3月18日から施行する。

平成26年12月25日から施行する。

平成28年3月25日から施行する。